

第2章

アルゼンチンにおける現金給付政策をめぐる諸議論

宇佐見耕一

要約： 21世紀になりアルゼンチンでは、貧困政策の中核として現金給付政策が大きな位置を占めるようになった。現金給付政策をめぐるのは、1990年代に市民であることを条件として、全市民に一定額の現金を給付すべしとするベーシックインカムの議論が紹介された。しかし実際に施行された政策は、条件付き現金給付と呼ばれるもので、子供の通学等を条件に貧困世帯に現金を給付する政策である。とはいえ、ベーシックインカムのアイデアは、社会政策学者や社会政策を実施する為政者にも浸透し、その普遍主義は形を変えて各種現金給付政策の中に組み込まれている。

キーワード：ベーシックインカム、市民所得、子供手当、失業世帯主プログラム、年金モラトリアム

はじめに

21世紀に入り、アルゼンチンにおける貧困緩和政策の中核として現金給付が大きな位置を占めるようになった。それにともない、現金給付政策をめぐる行政や学界において様々なアイデア・言説が交差するようになった。現金給付政策をめぐるアイデアの対立軸は、それが普遍的であるか選別主義的であるかにある。普遍主義の主張者は、給付に際しての条件をなるべく緩やかにし、たとえば子供といった対象者全てに現金給付をすることが望ましいと主張する。その最もラディカルな主張が、市民であることを唯一の条件として、市民全員に一定の現金を給付するベーシックインカム(アルゼンチンにおいては市民所得 *ingreso ciudadano* と呼ばれている)の考えであろう。その対極には、世界銀行等が提唱し、現在ラテンアメリカで最も広汎にみられる現金給付政策の形式である条件付き現金給付がある。条件付き現金給付とは、子供を学校に通わせること等を条件として貧困層に現金を支給し、貧困緩和と人間開発をとおしての貧困の畏からの脱出を試みるものである。

アルゼンチンにおいて実際に実施されてきた現金給付プログラムとしては、従前からあった条件付きの非拠出制年金、2001年～02年の経済危機への対応として開始された失業世帯主プログラム、また2003年に成立したキルチネル政権とその後継であるクリスティーナ政権において策定・実施された年金モラトリアムや普遍的子供手当が挙げられる。他方、ベーシックインカムについては、あくまでの議論の段階に留まり実施されていない。とはいえ、ベーシックインカムについては学界を中心に活発な議論がなされ、アルゼンチンの社会政策学界や社会政策を担当する行政機構の中にもその考え方は理解されている。また、条件付き現金給付プログラムに関する行政文書の中にも普遍主義的現金給付の必要性やベーシックインカムの用語が登場している。

本稿では対照的なアイデアが交差されて実施されているアルゼンチンにおける現金給付政策の性格を検討することを目的とする。そのために第1節においてアルゼンチンにおけるベーシックインカムに関する議論を整理し、第2節では国際機関における条件付き現金給付の議論を概観し、条件付き現金給付である失業世帯主プログラムの性格を検討する一方、第3節において普遍主義的性格の現金給付であると宣伝されている普遍的小孩手当、さらに第4節では事実上保険料未納者に年金を給付する年金モラトリアムの性格に関し考察する。

第1節 アルゼンチンにおける現金給付政策のアイデア：ベーシックインカムをめぐる議論

アルゼンチンにおいてベーシックインカム論が本格的に紹介されたのは、同国の民間研究所である公共政策研究学際研究所(CIEPP: Centro Interdisciplinario para el Estudio de Políticas Públicas)の研究者ルーベン・ロ・ブオロ(Rubén Lo Vuolo)やアルベルト・バルベイト(Alberto Barbeito)等が、ヨーロッパにおいて同議論を再活性化させたフィリップ・バン・パリース(Philippe Van Parijs)等と共著で出版した『排除に対抗して：市民所得の提案』(Lo Vuolo et.al.[1995])によってであろう。その後同研究所は、アルゼンチンにおけるベーシックインカム研究と同概念の普及活動の拠点となっている。また、彼らが中心となって、ベーシックインカム概念の啓発を目的としたアルゼンチン・ベーシックインカム・ネットワーク(Red Argentina de Ingreso Ciudadano)が組織されている。

ロ・ブオロによると、アルゼンチンにおいてベーシックインカムの導入が必要とされるのは、以下のような社会的・政治的なコンテキストの下においてである。すなわち、先進国における福祉国家と同様、そのポピュリスト版である南米における福祉国家にもまた、社会的包摂という理念が存在した¹。しかし、1990年代以降ラテンアメリカ地域

¹ ロ・ブオロは福祉国家にも社会的資源へ接近できるものとできないものの区別があったこ

においてもはや福祉国家の危機を語る段階ではなく、社会的排除という考え方に立脚した新たなレジームについて考察しなければならない状況となった。そうした社会的排除のシステムに参加することにより、人々は貧困となり、あるいは失業者となっているのである(Lo Vuolo [1995 17])。

ロ・ブオロはこのような社会的排除のシステムを変革するには、排除された人のみを対象に支援するのではなく、そうした状況を作り出す社会の原理自身を変革する必要があると主張している(Lo Vuolo [1995 18])。その代替案として提起したのが、ベーシックインカムである。そしてベーシックインカムの定義は、バン・パリースを引用して市民であることを唯一の条件として、市民に所得を与えることである。社会保険は、何らかの形で賃労働と連動しているのに対して、ベーシックインカムは社会的活動と次のような関係を持つという。すなわち、市民は事実上社会的に生み出された富の一部を支払われるべき社会的に有用な活動をしているとする。そして、ベーシックインカムの利点として、社会の企業家だけではなく、社会の構成員が何をどう生産するのかに関与できる点を指摘する。さらにベーシックインカムにより、市民は自己を向上させるためにエネルギーを注ぐことができ、そのためより効率的で生産的な社会が形成されるとベーシックインカム導入を合理化している(Lo Vuolo [1995 21-28])。このようにアルゼンチンにおいてベーシックインカム論が注目されたのは、1990年代にメネム・ペロン党政権が導入した新自由主義政策が実施される中、市場競争が強化され、従来からの雇用関係や社会保障制度が改革される一方で、大量失業が常態化し、貧困問題が解決されない状況が背景にあった。そしてベーシックインカムは、貧困問題解決を主要な目的とし、従来の社会保障制度のみならず経済システムの変更を求めるものであった。

また、なぜベーシックインカム(*ingreso básico*)の代わりに市民所得(*ingreso ciudadano*)と呼ぶかという点に関して、ラテンアメリカにおいてベーシックインカムという名称は、既存の社会扶助に関する最低給付の議論と混同されてしまう恐れがあるからだとしている。これに対して、市民所得という呼称は、市民の給付に対する権利を保障するという意味が強調されていると主張している(Lo Vuolo [1995 22])。他方2004年にベーシックインカムの将来的導入が法制化されたブラジルにおいては、ベーシックインカムは市民基礎所得(*renda básica de cidadania*)と呼ばれている。同法は、労働者党ルーラ政権下において、スプリシー(Eduardo Matarazzo Suplicy)上院議員の提案により2004年に制定され、ブラジルに居住する全ブラジル人と同国に5年以上居住する外国人に対して年間一定額の現金を給付するというものである²。しかし、同法は2012年2

とを認めている(Lo Vuolo [1995 16-17])。

² LEI No 10.835, DE 8 DE JANEIRO DE 2004. Institui a renda básica de cidadania e dá outras providências:
<http://www.ingresociudadano.org/Publicaciones/Ley%20ingreso%20ciudadano%20Brasi>

月現在実施細目が定められずに施行されていない。スペインでもベーシックインカム概念の普及組織である基礎所得ネットワーク(Red Renta Básica)が存在し、基礎所得(renta básica)という表現が用いられている³。他方、メキシコでは市民所得(ingreso ciudadano)という表現が普遍的市民所得(ingreso ciudadano universal)というホームページで用いられている⁴。

ロ・ブオロによるこうした問題提起を受けて、経済学者のバルベイトは、アルゼンチンの社会支出とそれによる所得移転を検討している。そこでは社会保険のカバー率の限定性や社会扶助の残余的性格、さらに使用者の負担が低減傾向にあり、また実効税率の非一貫性や逆進性などの存在等を指摘している。その結果、少なくとも社会保障政策における残余的社会支出や選別的な社会扶助をとおしての言説上にみられた社会的な不平等の修正を図るといふ最低限の租税政策が放棄され、分配政策はより非一貫的なものとなっていると断じている。そうした問題への根源的解決案として、彼もベーシックインカムの導入を主張している。そのためにまず、税制の簡素化と一貫性、細分化された扶助システムの廃止を主張し、他方現在実施されている各種の現金給付を統合して扶助年金制度の普遍化や最低年金の引き上げを主張している。同様なことを家族手当(子供手当)に関しても主張している。こうしたバルベイトの主張は、彼が自ら述べているように部分的なベーシックインカム論であり、また財源を提示したアルゼンチンにおける実現可能なベーシックインカム論であるといえる(Barbeito [1995 201-228])。

パウタッシとロドリゲス(Laura Pautassi y Corina Rodríguez Enriquez)は、1990年代の労働市場の動向をフェミニズムの視点を入れて分析し、ベーシックインカム導入の必要性を説いている。彼女らによると、1990年代の経済活動人口の約半数は、不安定な条件の職に従事しており、その割合は女性の方が顕著である。そして問題の根本的解決には、労働による生産と人間の再生産(出産・育児、高齢者介護)との間にバランスを取る必要があると指摘する。他方、ラテンアメリカにおける市民権の現状を見ると、排除と包摂の状況が確認でき、多くの不十分な市民権(ciudadanía incompleta)の存在が確認できる。そのような現状認識の下で、如何に男女の機会の平等が保障されるのかという問いが発せられる。現在の反女性差別政策は反貧困政策同様に機能不全となっており、時として差別的状況を固定化してしまうという分析がそこにはある。ベーシックインカムは、そうした状況に対して女性が行ってきた賃金をともなわないが社会的に有用な労働に対しても現金を給付することを意味している。すなわちベーシックインカムは、社会の構成員間の不平等な所得分配の状況に対処できる手段であるとする(Pautassi y Rodríguez Enriquez [2006])。

l.doc ... 2012/2/17 閲覧。

³ <http://www.redrentabasica.org/> 2012/02/17 閲覧

⁴ <http://www.icu.org.mx/> 2012/02/17 閲覧

バルベイトとロ・ブオロは、ラテンアメリカにおけるベーシックインカムは、まず子供手当から始めるべきであると提唱している。その背景にはラテンアメリカにおける貧困や格差と言った問題が存在している上に、ベーシックインカムの議論が社会に浸透しておらず、完全なベーシックインカムの導入は財源の問題のみならず、それを施行する上での制度上の問題が存在する。そこで市民のなかで特定のグループに限定し、給付額も「ベーシック」という言葉が想定しているよりも少ない部分的ベーシックインカムから始めるべきであるとしている。そして貧困家庭では、世帯所得を増やすために児童労働が行われ、そこには貧困の罣がみられる。このような子供の状況に関しては、ラテンアメリカではコンセンサスが存在し、子供のための既存のプログラムも存在している、と子供を対象とした部分的ベーシックインカムの創設が全市民を対象としたベーシックインカムの第一歩となるとする(Barbeito y Lo Vuolo [1996])。このようにアルゼンチンにおけるベーシックインカムの主張は、1990年代の新自由主義改革という状況の下、労働経済やフェミニズム等様々な観点から議論が活発化し、またラテンアメリカの状況にあった具体的な政策提言もみられるようになった。とはいえ、ブラジルでの実験的な試みを除いて、ラテンアメリカではベーシックインカムは実施されていない。

第2節 条件付き現金給付

1. 国際機関による研究

アルゼンチンでは、2001年から02年にかけて深刻な経済危機を経験し、02年の大ブエノスアイレス圏の貧困率は50%を超えるという極限的な社会的状況に至った。そのようななかで、貧困緩和政策は喫緊の課題であり、大規模な現金給付政策が施行された。しかし、その手法は世界銀行等国際機関の推奨する条件付き現金給付であった。

条件付き現金給付とは、「貧困の罣を断ち切るために若年層を対象とし、人的資源の蓄積を目的とした新たな世代の開発プログラムである。それは、子供を学校に通わせるとか、定期的に保健所に連れて行く等の人的資本への投資を条件として貧困家庭に現金を給付する(Rawling and Rubio [2003 3])」ことと定義されている。ラテンアメリカにおいてこうした条件付き現金給付が開始されたのは、1997年のメキシコの教育・医療・食料プログラム(PROGRESA: Programa de Educación Salud y Alimentación)である。その後ブラジルのボルサ・エスコラ・プログラム(Programa Nacional de Bolsa Escola)や貧困・児童労働根絶プログラム(Programa de Erradicação do Trabalho Infantil)等ラテンアメリカにおいて広範に採用された(Rawling and Rubio [2003 3])。

現金給付プログラムに関する研究としては、主としてその効果に焦点が当てられてきた。世界銀行や国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(CEPAL)では国毎にプログラム

の効果を検討するペーパーが多数出されている一方、それらの議論を紹介するペーパーも出ている。主要な論点として以下の点が紹介されている。現金給付プログラムの問題点として、低い給付額や厳しい条件が特定の貧困家庭のプログラムへの参加を引き下げる点、受給者が現金給付の条件を他のものと代替する可能性(例えば、学校での給食の提供が家庭での食事の減少をもたらす)問題。さらに、資産調査が正確に実施されるためのデータがあるか、あるいは資産調査が不可能な場合のスクリーニングの問題の存在などである。スクリーニングが機能するには、条件を満たして現金を受給することが、あるグループには有益で、他のグループには無益となる条件を課すことが必要であると指摘されている。最後に効率的であるが非平等的であるという問題、例えば条件として学校での出席率のみを課し資産調査を課さないバングラディッシュでのプログラムでは、貧困層にとって現金給付よりもその時間の労働による機会費用が大きく、そうしたプログラムは所得が高い世帯に効果がある。また、よりよくターゲティングされているが非効率な例があることが指摘されている(Das, Do, and Özler [2004])。

CEPAL での研究によるブラジル、コロンビア、ニカラグアおよびメキシコにおける現金給付プログラムの効果に関する比較研究では、以下のような結論を導いている。いくつかのプログラムでは、短期的に子供の学校出席率向上に貢献したが、児童労働減少には貢献していない。そこには上述した代替性の問題が存在している可能性がある。このタイプのプログラムの成功の鍵となるのが、現金給付の水準であるとする。その基準となるのが子供を学校に通わせる機会費用であるとする。また、給付に際して女性を優遇するのは、経験上問題解決への適切な方法であるとする。他方、プログラムにより学校への出席率は向上したが、学力は向上していないという事例もみられる。その場合、教育の質の向上が必要となる。他方現金給付プログラムは、受給者の一次医療へのアクセス改善や食料状況改善への効果が確認されている。さらに、メキシコの *Oportunidades* を先駆けとして、各プログラムは複数の条件(教育、医療、食料)と複数のターゲティング(地域、家族)の導入により、議論の余地は残るものの、より効率的となったとしている(Villatoro [2004])。

2. アルゼンチンにおける条件付き現金給付：失業世帯主プログラム

前述したとおり 2001 年から 02 年にかけてアルゼンチンでは未曾有の経済的・社会的危機を経験した。そのような危機に対応して施行されたのが「失業世帯主プログラム」である。同プログラムを定めた 2002 年の政令には、アルゼンチンが深刻な危機状況にあり、全国的に最貧困状況にある人々が拡大していたとの認識を示し、そうした状況を緩和するために所得再分配政策が必要であるとする。アルゼンチン全国民に最低所得を

保障するために、早急に「失業世帯主プログラム」を普及させ必要があるとする⁵。

同プログラムの受給条件は、以下の5点である。①対象は、アルゼンチン人、アルゼンチン国籍取得者、あるいはアルゼンチンでの永住者であること、②失業中の世帯主であること、③18才以下の子供が少なくとも一人いること、厳しい生活状況にあること、あるいは年齢にかかわらずに障害児がいること、④子供は正規学校の生徒であること、⑤子供は法定予防注射を受けていることである。こうした条件を満たした失業世帯主に直接月額150ペソが支給される。そうした現金給付に対して、一日4時間以上6時間以下の労働をすることが求められている⁶。このように「失業世帯主プログラム」は、失業者への現金給付への条件として、学校への通学や予防注射という子供の教育と健康を保障する条件が課されており、国際機関が推奨する条件付き現金給付の категорияに該当する。また、現金給付を受ける代償として、一日4時間以上6時間以下の労働を義務としており、その意味でワークフェア的プログラムであるといえる。2004年には同プログラムの受給者は180万人を超え、同国における最大の現金給付プログラムとなった⁷。

とはいえ、同プログラム受給者に対するフィールド調査から、同プログラム受給に関して政治的クライアンティリズムの存在が確認されている(Correa y Hermida [2005])。また、経済危機と相前後してピケテロ(piquetero)と呼ばれる道路を封鎖して「失業世帯主プログラム」等の社会扶助の拡大を求める社会運動が活発化していった。そのなかでピケテロは組織化され、親政府組織と反政府組織に分かれるようになった。筆者がブエノスアイレス市のソーシャルワーカーに行ったインタビューにおいても、親政府派ピケテロにより多くの社会扶助が給付されているとの証言を得ている⁸。同プログラムは2004年には新規受付を中止し、新たな社会扶助への枠組みに移行した。

第3節 普遍主義的子供手当

アルゼンチンにおける子供に対する手当は、従来社会保険で行われていた。そのため、インフォーマルセクターの世帯の子供は受給できなかった。しかし2009年に政令1,602/09号において非拠出制の子供手当が創設され、それは普遍적子供手当(Asignación Universal por Hijo)と呼ばれている。同政令によると、受給対象者は18才以下の子供、あるいは年齢に関係なく障害者であるとされる。また、受給者は他のいかなる社会扶助

⁵ Decreto de poder ejecutivo nacional Núm.565, 3 de abril de 2002.

⁶ <http://www.trabajo.gov.ar/jefes> 2010/7/14 閲覧

⁷Berra, Claudia y Teodoro Lazo [2010] El monitoreo del programa jefes y jefas de hogar desocupados, Buenos Aires; Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social, <http://search.worldbank.org/all?qterm=programa> 2012/2/22 閲覧。

⁸ 2004/8 ブエノスアイレス市におけるソーシャルワーカーへのインタビューによる。

も受給しおらず、最大5人の子供に対して支給される。支給額は当初月額180ペソであり、そのうち80%が直接支払われ、残りの20%は政令の定める健康、教育の条件が満たされたときに関係者に支払われる。

具体的な条件としては、次のような事項が掲げられている。①両親や扶養者のいずれもがフォーマルセクターで賃金を受給していない。すなわちインフォーマルセクターの世帯の子供が対象であるとする。②高齢者はいかなる種類の社会扶助も受給していない。③扶養者と子供は国民身分登録証(DIN: Documento Nacional de Identidad)を所持し、外国籍の場合3年以上アルゼンチンに居住していること。④扶養者が就労している場合、最低賃金1500ペソ以上を受給していないこと。⑤健康と教育に関する条件を満たしていることである。教育に関しては学校への出席に関する証明書、健康に関しては法的予防接種の証明書が必要とされる(Ministerio de Educación [2010])。

このように普遍的子供手当は、普遍的と名前を冠しているものの、対象はインフォーマルセクターの世帯であり、受給に子供の教育と健康に関する条件が課されており、事実上条件付き現金給付に分類される。この場合「普遍」の意味は、従来の社会保険による家族手当とあわせて、子供に対する現金支給のカバレッジが大幅に拡大したこと示している。この普遍的子供手当をめぐって社会政策学者を中心に活発な議論がなされている。2010年10月にブエノスアイレスにおいて、アルゼンチン社会学会、ベーシックインカム啓発活動を行っているアルゼンチン市民所得ネットワーク(Red Argentina de Ingreso Ciudadano)およびユニセフ・アルゼンチン事務所共催でシンポジウムが開催され、報告書が出されている(UNICEF et.al. [2010])⁹。ここでは普遍的子供手当とベーシックインカムも主要な論題となっている。ブエノスアイレス市で保護顧問(asesora general tutelar)をしているムッサ(Laura Musa)は、アルゼンチンでは5年前まで貧困層の子供は司法の管轄にあった点を指摘し、まず司法の管轄に分類される貧困層の子供とその他の子供に二分される状況は改善されるべきであったと主張している。そして子供の権利を守る立場、およびベーシックインカムの導入を主張する立場から、普遍的子供手当は移行段階にあるものだとして断じている。国家が介入しない方が貧困な子供がより少ないトラウマを受ける場合があり、そうした不十分な政策の中に普遍的子供手当が位置づけられると批判している。

次に現クリスティーナ政権の労働・雇用・社会保障省所属のロカ(Emilia Roca)は、まず現在のアルゼンチンにおいて非正規雇用が広汎にみられ、社会保険方式の家族手当を受給できない多くの子供が存在する事実を指摘する。そのため、インフォーマルセクターの世帯の子供にも、既存の家族手当を拡大する政策が考案された。普遍的子供手当は、その効果として貧困削減も期待されている。発想としては、公的年金制度のカバー率を

⁹ http://www.unicef.org/argentina/spanish/jornadas_asignacion_universal.pdf 2012/2/24 閲覧。

90%台にした年金モラトリアムと同じである。また、貧困削減効果については 2009 年の調査で 9.4%あった貧困世帯が、普遍的子供手当を受給することにより 6.1%に減少し、最貧困世帯も 3.0%から 1.4%に減少したとしている。普遍的子供手当は、アルゼンチンにおける社会保護(*protección social*)拡大の一步であると評価している。

このように普遍的子供手当に関しては、一方では受給者をインフォーマルセクターに限定する選別的な性格を問題とする論者がおり、他方ではそれにより貧困削減効果がみられ、社会的保護拡大の一步であると評価する論者がいた。それでは、アルゼンチンにおけるベーシックインカムへの啓発活動を行い、アルゼンチンでは子供を対象とした部分的ベーシックインカムの導入が現実できであると論じてきたロ・ブオロはどのようにこれを見ているのであろうか。彼は、普遍的子供手当をラテンアメリカで広範に実施されている条件付き現金給付であるとし、社会的脆弱層に重要な恩恵をもたらしたとする。その反面、同プログラムは以下のような欠陥を持つと批判している。①選別基準に隙間があり、普遍的制度となっていない、②給付の条件における受給者の取り扱いに際して不平等的であり、受給者に対してスティグマを与える、③財源が既存の保険料に税等を加えたものになり、社会政策システム内に矛盾を持ち込むことになる、④累進的税制を社会的に正統化するための機会が失われた(Lo Vuolo [2009 22-23])。また、上述したシンポジウムにおいてもロ・ブオロは、普遍的子供手当の受給条件は、教育や健康を促進するのではなく、制裁(*sanction*)として機能していると判断している。そのような意味で普遍的子供手当は、従来からのアルゼンチンにおける社会扶助に付随する抑圧的な側面を有していると述べている。このようにロ・ブオロは、普遍的子供手当といえながらも、普遍的ではなくスティグマをとまなう条件付き給付である点を批判している。

ここで重要なのは、普遍的子供手当とベーシックインカムを論題にしたシンポジウムに社会政策を執行する労働・社会保障省とブエノスアイレス市の福祉担当者がロ・ブオロとともに出席し、意見を交換した点にある。2009年に設立された普遍的子供手当は、その形態から条件付き現金給付に相当するが、従来から存在した社会保険方式の家族手当に、非拠出制の手当を加えて、子供手当の受給者を大幅に拡大したことは確かである。そこには、為政者側にもベーシックインカムの唱える理念が影響していたとみることができる。

第4節 年金モラトリアム

今日のアルゼンチンにおける現金給付政策のなかで、触れておかなければならない制度に年金モラトリアム制度がある。キルチネル政権下の 2003 年から 2004 年にかけて成立

した法律 25994 号¹⁰をはじめとする一連の法律により、保険料未払いの人も最低年金が受給できるようになった。それを年金モラトリアムと呼んでいる。現行の賦課方式年金制度では、年金受給の条件は保険料支払いが 30 年以上で、受給開始が女性 60 才、男性 65 才となっている¹¹。しかし年金モラトリアムでは、年金受給年齢に達した人で保険料未払いの人は、最初の保険料一月分を支払えば最低年金が受給できるようになり、未払いの保険料は受給保険料から分割で差し引かれることになる。また法律 25865 号では、支払いは最大 60 回までとし、利子は上限が 6%であり、また差し引かれる保険料は年金の 30%が上限と定められている¹²。

この結果、低下傾向にあった年金カバー率は 2005 年の 55.1%から 2010 年には 87.6%へと急速に向上した。また、2010 において年金受給者のなかで、58%が保険料を支払い年金を受給した人で、残りの 42%は年金モラトリアムの制度を利用して年金を受給した人である。また、最低年金はキルチネル政権とクリスティーナ政権により順次引き上げられており、2003 年 7 月には 220 ペソであったものが、210 年 5 月には 895 ペソにまで引き上げられている(ANSES [2011])。

社会保障局(ANSES: Administración Nacional de Seguridad Social)の文書には、年金モラトリアムの背景として、1990 年代に採用された市場開放、国営企業民営化や雇用関係の柔軟化政策が多く国民を失業させ、社会保障から彼らを排除したことが述べられている。また同時期に行われた一部民営化を含む年金改革が、多くの高齢労働者にとって不利なものとなっていたと 1990 年代にメネム政権期に行われた新自由主義的経済・社会保障制度改革を批判している。そうした改革、特に保険料支払いを 30 年に延長したために大量の無年金者を発生させてしまった点に注目している。年金モラトリアムとは、こうした状況に対する短期的対策であるとしている(ANSES [2011 7-8])。ただし、年金モラトリアムは社会保険方式の枠内にあるとはいえ、アルゼンチン統合社会保障システム(SIPA: Sistema Integral Previsión Social)の財源として雇用者、被雇用者や自営業業者の支払う保険料に加えて、燃料税の一部、たばこ税、付加価値税の一部など税が投入されている(ANSES [2010 7])。その意味で、年金モラトリアムは社会保険方式の社会保障制度に異なる仕組みの制度を取り入れ、社会保障制度の整合性を乱すという意味で、ロ・ブオロの普遍的子供手当に対する批判がここでも当てはまることになる。

¹⁰ http://biblioteca.afip.gov.ar/gateway.dll/Normas/Leyes/ley_c_025994_2004_12_16.xml 2012/2/28 閲覧。

¹¹ <http://www.anses.gov.ar/futuros-jubilados/ordinaria/requisitos.php> 2012/2/28 閲覧。

¹² <http://www.anses.gov.ar/futuros-jubilados/ordinaria/requisitos.php> 2012/2/24 閲覧。

おわりに

このようにアルゼンチンにおいて、ベーシックインカムは、言説上盛んに議論されてきた。しかし、ベーシックインカムそのものは実現されておらず、現実に施行されている政策は、条件付き現金給付が多い。それは普遍的子供手当が示すように、従来の社会保険方式の家族手当にインフォーマルセクターを対象とした非拠出制の手当を追加することにより、大多数の子供が手当を受給できるようにするものであった。こうした給付率の拡大政策は、年金政策においてもみられる。ベーシックインカムの推進論者からは、普遍的子供手当には条件があり、年金モラトリアムは社会保険内の制度との批判があろう。異なる制度を組み合わせたものとはいえ、アルゼンチンでは子供手当と年金受給者のカバー率は飛躍的に向上した。そのような意味で、アルゼンチンの子供手当や年金制度は、「普遍的」制度となりつつある。このようなカバー率の拡大の背景には、為政者に至るまで、実現はしていないがベーシックインカムの全市民に一定の所得を与えるという理念が浸透しつつことが考えられる。

参考文献

ANSES [2011], *Análisis de la cobertura previsional del PISA, Protección, inclusión e igualdad*, Buenos Aires; ANSES. (<http://www.anses.gov.ar/> 2012/2/15 閲覧)

ANSES [2010], *Fuentes de Financiamiento de los sistemas de seguridad social en países de América del Sur*, Buenos Aires; ANSES. (<http://www.anses.gov.ar/> 2012/2/15 閲覧)

Barbeito, Alberto y Rubén Lo Vuolo [1996], *¿ Por qué comenzar con un ingreso ciudadano para los menores en América Latina ?*, Buenos Aires; CIEPP. (<http://www.ciepp.org.ar/ingreso.htm> 2012/2/27 閲覧)

Barbeito, Alberto [1995], “La integración de los sistemas de transferencias fiscales como instrumento de integración social”, Lo Vuolo, Rubén, Alberto Barbeito, et.al., [1995] *Contra la exclusión: La propuesta del ingreso ciudadano*, Buenos Aires; CIEPP, pp177-228.

Correa, María Eugenia y Mariano Herida [2005], “Vivir del plan” Estudio de caso de jóvenes beneficiarias del plan Jefes y Jefas de Hogar del Barrio de Rafael Castillo de la provincia de Buenos Aires: experiencias de vida en torno a planes sociales, ponencia presentada al séptimo Congreso de Asociación Argentina de Especialistas del Trabajo.

Das, Jishnu, Quy-Toan Do, and Berk Özler [2004], *Conditional Cash Transfers and the Equity-Efficient Debate*, Washington D.C.: The World Bank. (WPS3280), (<http://www.worldbank.org/reference/> 2012/2/21 閲覧)

Lo Vuolo, Rubén, [2009], *Asignación por hijo*, Buenos Aires; CIEPP, pp1-25,

Lo Vuolo, Rubén, Alberto Barbeito, et.al.,[1995] *Contra la exclusión: La propuesta del ingreso ciudadano*, Buenos Aires; CIEPP.

Lo Vuolo, Rubén, [1995] “A modo de presentación: los contenidos de la propuesta del ingreso ciudadano”, Lo Vuolo, Rubén, Alberto Barbeito, et.al.eds.,*Contra la exclusión: La propuesta del ingreso ciudadano*, Buenos Aires; CIEPP, pp.13-46. (<http://www.ciepp.org.ar/> 2012/2/26 閱覽)

Ministerio de Educación [2010] *Informe sobre aspectos educativos de Decreto 1.602/09 e implementación de la Libreta Nacional de Seguridad Social, Salud y Educación*, Buenos Aires; Ministerio de Educación.(<http://portal.educacion.gov.ar/> 1011/10/17 閱覽)

Pautassi, Laura y Corina Rodríguez Enriquez [2006], “*Ingreso ciudadano y equidad de género: ¿ Modelo para armar ?, Una aproximación al caso latinoamericano*”, Buenos Aires; CIEPP.(en Pisarello, G. y De Cabo, A. eds. [2006], *La renta básica como nuevo derecho ciudadano*; Madrid, España, Editorial Trotta. (<http://www.ciepp.org.ar/> 2012/02/20 閱覽).

Rawling, Laura B.and Gloria M.Rubio [2003], *Evaluating the Impact of Conditional Cash Transfer Programs, Lessons from Latin America*, Washington D.C.: The World Bank. (Policy Research Working Paper 3119)

UNICEF, et al. [2010]. *Asignación universal por hijo*. (http://www.unicef.org/argentina/spanish/jornadas_asignacion_universal.pdf 2012/2/24 閱覽)

Villatoro S., Pablo [2004], *Programas de reducción de la pobreza en América Latina. Un análisis de cinco experiencias*, Santiago de Chile; CEPAL. (<http://www.cepal.org/dds/publicaciones/> 2012/2/21 閱覽)